

先進諸外国における下水道行財政に関する調査研究

全体期間

2004.1～2004.3

(目 的)

規制緩和、地方分権、三位一体の地方税財政制度改革など、抜本的な構造改革が進められつつある。このような状況の中、今後の下水道制度のあり方について検討を行う上での参考とするため、米国、英国、フランス、ドイツ等の先進諸外国を対象として、下水道の事業制度、行政における国の役割・権限、事業財政、流域管理、官民パートナーシップ等の下水道行財政の現状を調査した。

なお、本調査は委員会を設置して調査方針などの協議を行いながら、既存文献の収集・整理、海外の講師に対するヒアリング、海外現地調査によって進めた。

(結 果)

主な調査結果は、下記のとおりであった。

① 米 国

- ・汚水は私費（汚染者・利用者）負担、雨水は公費負担となっている。
- ・州水質汚濁防止回転資金制度（財源は、連邦政府ならびに州政府からの拠出金で、これを事業主体に低金利で貸付あるいは補助を行う）が創設されている。また、連邦政府はプロジェクト単位で補助金を出しているケースがある。
- ・ロングアイランド湾等いくつかの地域において、汚染物質の総排出量を決めた上で、排出枠を各主体に配分し、それを売買する水質取引制度が実施されている。
- ・2000年現在、280の中小規模および40の大規模下水道施設が民間によって運営されている（金額ベースでは2%以下）。

② 英 国

- ・汚水は私費（汚染者・利用者）負担、雨水もイングランドおよびウェールズでは私費負担が原則となっている。
- ・イングランド、ウェールズでは上下水道分野が全て民営化されている。なお、農村地帯に新たに下水道を敷設する場合には国庫補助が適用されている。

③ フランス

- ・汚水は私費（汚染者・利用者）負担、雨水は公費負担となっている。
- ・受益者負担が原則となっているが、県からは一部補助金が出ている。
- ・全国6流域に設けられた水管理庁が汚染者から徴収した排水賦課金（税金的なもの）を財源とする補助金や無利子ローンを地方自治体に供与している。
- ・多くの地方自治体において、建設・維持管理・料金徴収の分野で民間活用が図られている。

④ ドイツ

- ・汚水、雨水ともに私費（汚染者・利用者）負担が原則となっている。
- ・下水道事業に対する州政府からの補助金は、一般補助金と排水賦課金を財源とする補助金がある。なお、モニタリング等の目的に対しては、一般補助金が活用されている。
- ・中小規模の企業や公営企業を主体とするさまざまなタイプの民間活用が行われている（総数450程度）。

国土交通省からの受託研究

研究担当者：田中 修司，内田 浩

キーワード

先進国，行財政，経済的手法